

ひょうごのサポート

令和3年2月



ひょうご税理士法人

新型コロナウイルスに関わる助成金一覧

	雇用調整助成金 〔新型コロナウイルスに かかる特別措置〕	新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金	緊急事態宣言の影響緩和に 係る一時支援金
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの影響を受ける会社・個人事業主（全業種） ●雇用保険被保険者でない場合は緊急雇用安定助成金で助成 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年4月1日から緊急事態宣言が解除された翌月末までの間に事業主が休業させ、休業手当を受けていない中小企業の労働者 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、都道府県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した飲食店事業者。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の再発令により、飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けた事業者
支給額	中小企業は 4/5 大企業は 2/3 ※解雇等を行わない場合 10/10（中小）、 3/4（大企業） （1人1日15,000円を上限）	休業前賃金の 8割（日額上限11,000円） を休業実績に応じて支給	1日あたり 6万円 ／店舗×時短日数（最大150万円）	中堅・中小企業： 最大60万円 個人事業主： 最大30万円
管轄	<ul style="list-style-type: none"> ●お近くの都道府県労働局または公共職業安定所 ●雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999 9:00～21:00（含 土日祝日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276 8:30～20:00（月～金） 8:30～17:15（土日祝日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●各都道府県の時短協力金コールセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ●一時支援金事務局 相談窓口 TEL：0120-211-240 8:30～19:00（含 土日祝日）
詳細	P2	P3	P4	P5

雇用調整助成金（特例措置）

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。令和2年4月1日から緊急事態宣言が解除された月の翌月末までの期間を1日でも含む賃金締切期間が対象です。

通常時の雇用調整助成金との比較

	通常時	新型コロナウイルスにかかる特別措置 (令和2年4月1日から緊急事態宣言が解除された月の翌月末まで)
対象事業者	雇用保険が適用される会社・個人事業主	雇用保険適用で新型コロナウイルスの影響を受ける会社・個人事業主（全業種）
対象従業員	雇用保険に6ヶ月以上加入	6ヶ月未満・被保険者でなくても可 (被保険者でない場合は緊急雇用安定助成金で助成)
助成率	中小企業は2/3 大企業は1/2	中小企業は4/5 大企業は2/3 ※解雇等を行わない場合 10/10(中小)、3/4(大企業)
経営状況	直近3ヶ月の売上高などが前年同期比10%以上減	直近1ヶ月の売上高などが同5%以上減
計画書	事前提出	不要
支給限度日数	1年100日、3年150日	1年100日、3年150日+上記対象期間

新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、支給される支援金・給付金です。

<p>支給対象</p>	<p>●令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に事業主が休業させ、休業手当を受けていない中小企業の労働者</p>
<p>給付額の算定方法</p>	<p> $\text{休業前の1日あたり平均賃金} \times 80\% \times \text{各月の日数} - \text{就労した又は労働者の事情で休んだ日数}$ (30日又は31日) </p> <p>※1 1日あたり支給額=11,000円が上限。</p> <p>※2 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象。</p> <p>※3 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象。 (就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)</p>
<p>必要情報</p>	<p>①本人確認書類、②口座確認書類、③休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの</p> <p>※1 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。</p> <p>※2 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付。 (この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。)</p>
<p>申請期限</p>	<p>休業した期間</p> <p>●令和2年10月～12月：令和3年3月31日（必着）</p> <p>●令和3年1月から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの期間 ⇒対象期間の末日の属する月の3カ月後の末日</p> <p>※対象期間が4月末までの場合、7月末</p>

新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、都道府県の要請に応じて、**営業時間の短縮に協力した飲食店事業者に対し、支給される給付金**です。

支給対象	<ul style="list-style-type: none">●食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を運営していること（※酒類の提供を行う飲食店限定ではありません）●通常午後8時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮していること●令和3年1月14日(木)～2月7日(日)（県の要請期間）の全ての期間において、時短営業（休業を含む）をしていること●業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示していること <p>※取り組みについては各都道府県によります。</p>
給付額	<p>1日あたり6万円／店舗×時短日数（最大150万円）</p> <p>※都道府県によって異なる場合があります。</p>
申請期限	<p>令和3年2月8日～令和3年3月1日</p> <p>（※緊急事態宣言の延長による2月8日以降分の時短要請分については3月8日よりを予定）</p>

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金

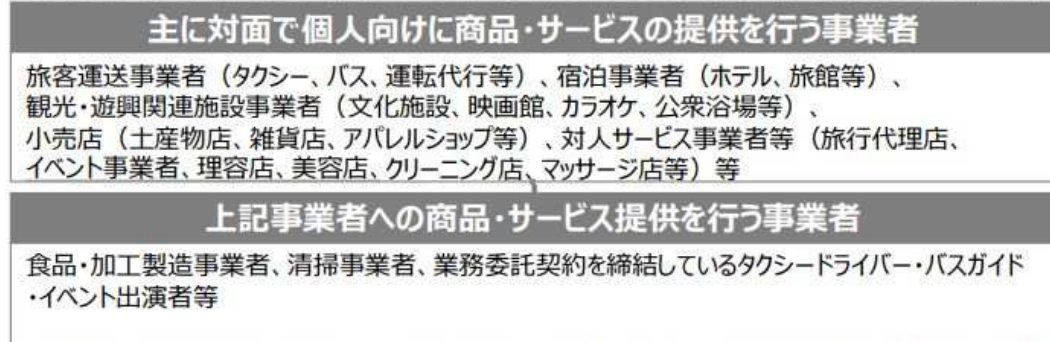
緊急事態宣言の再発令を受け、営業時間短縮の要請に応じた飲食店の取引先や、移動自粛で売上高が大幅に落ち込んだ事業者を対象に支給される一時金です。

支給対象	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の再発令・延長に伴い、 飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者 (次ページ参照) ※都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。
支給要件	●2019年比又は2020年比で、2021年1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者 ※登録確認機関の事前確認が必要
給付額	給付額＝前年または前々年の対象期間の合計売上－2021年の対象月の売上×3ヶ月 中堅・中小企業：最大60万円 個人事業主：最大30万円
申請期限	令和3年3月からを予定

※2月24日現在の概要です。
(変更となる可能性もあります)

2. 具体的な対象事例及び保存すべき証拠書類等例

検討中の例であり
今後変更がありえる



★宣言地域所在の事業者、●宣言地域以外に所在の事業者

保存すべき証拠書類等の例

- ★● 飲食店の営業許可証の保存 **1**
- ★● 営業時間を示す書類・写真の保存
- 宣言地域の個人顧客との取引を示す書類の保存※²等

- <飲食店と直接取引をしている事業者> **2**
- ★● 取引している飲食店の基本情報の保存※³
 - ★● 2019年から2021年3月の間における同事業者との取引を示す書類の保存※⁴ 等

- <その他の事業者> **3**
- ★● 顧客事業者の基本情報の保存※³
 - ★● 2019年から2021年3月の間における同事業者との取引を示す書類の保存※⁴
 - 自らの商品が宣言地域の飲食店に届いていることを示す書類の保存※⁵ 等

- 4**
- ★● 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っていることを確認できる書類の保存※⁶
 - 宣言地域の個人顧客との取引を示す書類の保存※²等

- 5**
- ★● 取引している事業者の基本情報の保存※³
 - ★● 2019年から2021年3月の間における同事業者との取引を示す書類の保存※⁴
 - 顧客事業者が、主に対面で宣言地域の個人向けに商品・サービスの提供を行っていることを示す書類※⁷ 等

※¹対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ対象外。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは対象外。また、公共法人、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は対象外。

※²顧客の出身地域が分かる顧客管理システム上の顧客データ、顧客台帳、自社の所在地域への来訪者の居住地に関する統計データ 等

※³名称、連絡先、所在地、（法人の場合は）法人番号、（飲食店の場合は）飲食店の許可番号 等

※⁴売上台帳、請求書・納品書・領収書等の帳票書類、取引内容が分かる通帳 等

※⁵顧客事業者が宣言地域の飲食店と取引していることを示す書類、宣言地域の卸市場又は流通関連事業者との取引を示す書類や統計データ 等

※⁶商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書 等

※⁷顧客事業者の所在地域への来訪者の居住地に関する統計データ 等（例：観光関連統計（地方公共団体、観光協会、民間企業、V-RESASの統計データなど））

※⁸中小企業庁又は事務局の求めに応じて、サプライチェーンを遡る調査や顧客調査等を通じて、自らが給付対象であることを速やかに明らかにすることの宣誓・同意を求める。

ひょうご税理士法人グループについて



代表社員: 妹尾 芳郎

税理士／公認会計士
行政書士／宅地建物取引士

創業: 平成元年 8 月

社員: 61 人

売上: 4.8 億 (平成30年度)

拠点: 塚口・塚口支店・川西

グループ: ひょうご税理士法人

まどか行政書士法人

株式会社ベストパートナーズ



助成金に関するお問い合わせは
enya@hyogo-houjin.or.jp

までお願い致します。